

(公 印 省 略)

分 職 開 第 135 号
令和 8 年 6 月 23 日

各団体・関係機関の長 殿

大分県職業能力開発協会
会 長 利 光 正 臣

令和 8 年度職業訓練指導員（48 時間）講習会の開催について

上記のことについて別紙開催要領により実施いたしますので有資格者に
周知していただきますよう、よろしく申し上げます。

注)

開催日時等を確認し、講習期間中は欠席しますと免許申請が出来なくな
りますので、仕事の都合等を充分考慮のうえ受講申請をするようにご指導
ください。

令和 8 年 度

職業訓練指導員（48時間）講習のご案内

この講習は、熟練した技能者が職業訓練指導員の免許資格を取得するための講習です。

職業訓練指導員の免許資格者は、事業内において職業訓練指導員として従業員の指導に従事することができるほか、技能検定の1・2級を受検する際、当該職種の学科試験が免除されます。

1 開催日時 令和8年9月9日（水）～11日（金）
9月14日（月）～16日（水）
上記、計6日間の午前8：30～17：00まで

2 場 所 大分職業訓練センター
大分市大字下宗方字古川1035-1
TEL 097-542-3651

3 受講の手続き

- (1) 提出書類
- 受講申込書（別紙）
 - 受講資格を証明する提出書類（次頁で受講資格の該当するもの）
 - ① 1級・単一等級技能士の技能検定合格証書（写）
 - ② 高校・高専・短大・大学等の卒業証書（写）及び特別履修証明書（所定の証明書用紙をお送りします。また、卒業・修了した教育機関から証明書への記入・捺印を受ける必要がありますので、該当する方はお早めにご連絡ください。）
 - ③ 職業訓練校の技能照査合格証書（写）
 - ④ 職業訓練校の修了証書（写）
 - ⑤ 訓練施設長が受講理由について証明するもの
 - 実務経験証明書（1級・単一等級技能検定合格者は、不要）
- (2) 受講料 15,000円（消費税・テキスト代を含む）
以下の口座に納付の上、納付証明書類（ご利用明細票の写し、又はインターネットバンキングの場合は、振込が確認できる画面のコピー等）を受講申込書に同封して郵送してください。（振込手数料は振込人負担）

銀行名	大分銀行（金融機関コード：0183）
店名	わさだ支店（支店コード：058）
口座種別	普通
口座番号	130630
口座名義	大分県職業能力開発協会 会長 利光正臣

※締切日を過ぎて納付の場合は、申請を受理できない場合があります。

※体調不良等による欠席については、受講料の返金等の措置はありません。

(3) 受付期間 令和8年7月21日（火）～8月21日（金）必着

大分県職業能力開発協会 TEL 097-542-3651

FAX 097-542-0996

〒870-1141 大分市大字下宗方字古川1035-1

4 受講資格一覧表

(1) 次のいずれかに該当するもの

記号	受 講 資 格	実務経 験年数	提出 書類
1	技能検定合格者（1級又は単一等級）	—	①
2	高度職業訓練（応用課程・特定応用課程・特定専門課程）の技能照査合格者	1	③
3	専門課程の高度職業訓練（養成訓練）の技能照査合格者	3	③
4	専門課程の高度職業訓練（養成訓練）の修了者	4	④
5	普通課程の普通職業訓練（養成訓練）の技能照査合格者	6	③
6	普通課程（規則別表第2）の普通職業訓練（養成訓練）の修了者	7	④
7	短期課程（規則別表第4の700時間以上）の普通職業訓練の修了者	10	④
8	専修訓練課程の養成訓練の修了者	10	④
9	大学卒業者（免許職種に係る学科を履修）	2	②
10	外国の大学卒業者（免許職種に係る学科を履修）	2	②
11	短大・高専卒業者（免許職種に係る学科を履修）	4	②
12	高等学校卒業者（免許職種に係る学科を履修）	7	②
13	旧法の認定職業訓練（3年課程）及び労働基準法の技能者養成の修了者	7	④
14	旧法の専門的職業訓練（2年課程で訓練時間が3,600時間）及び認定職業訓練（2年課程）の修了者	8	④
15	旧法の職業訓練（1年課程で訓練時間が1,800時間）及び公共職業補導所（1年課程で訓練時間が1,824時間）の修了者	10	④
16	旧総合職業補導所（1年課程で訓練時間が1,824時間）の修了者	10	④
17	家事サービス職業訓練担当者	—	④
18	旧法の特別高等訓練課程の養成訓練の技能照査合格者	3	③
19	旧法の特別高等訓練課程の養成訓練の修了者	4	④
20	旧法の高等訓練課程の養成訓練の技能照査合格者	6	③
21	旧法の高等訓練課程の養成訓練の修了者	7	④
22	旧法の専修訓練課程の養成訓練の修了者	10	④
23	厚生労働省職業能力開発局長が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者（法に基づく職業能力開発施設等において指導員の確保が困難な場合等の特例）	15	⑤

(2) 次の者は受講できません。

- ① 心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として、厚生労働省令で定めるものに該当する者
- ② 禁固以上の刑に処せられた者
- ③ 職業訓練指導員免許の取り消しを受け、その日から2年を経過しない者

5 免許種職一覧表

免 許			職 種		
園 芸 科	縫 製 機 械 科	建 築 科	義 肢 装 具 科		
造 園 科	建 設 機 械 科	枠 組 壁 建 築 科	フ ォ ー ク リ フ ト 科		
鉄 鋼 科	建 設 機 械 運 転 科	屋 根 科	電 気 通 信 科		
鑄 造 科	農 業 機 械 科	と び 科	電 話 交 換 科		
鍛 造 科	冷 凍 空 調 機 器 科	左 官 ・ タ イ ル 科	工 業 包 装 科		
熱 処 理 科	織 機 調 整 科	築 炉 科	事 務 科		
機 械 科	織 布 科	畳 科	流 通 ビ ジ ネ ス 科		
溶 接 科	染 色 科	配 管 科	介 護 サ ー ビ ス 科		
塑 性 加 工 科	ニ ッ ト 科	住 宅 設 備 機 器 科	写 真 科		
構 造 物 鉄 工 科	洋 裁 科	さ く 井 科	理 容 科		
金 属 表 面 処 理 科	洋 服 科	建 設 科	美 容 科		
電 子 科	和 裁 科	プ レ ハ ブ 建 築 科	ホ テ ル ・ 旅 館 ・ レ ス ト ラ ン 科		
メ カ ト ロ ニ ク ス 科	寝 具 科	ス レ ー ト 科	観 光 ビ ジ ネ ス 科		
発 変 電 科	帆 布 製 品 科	防 水 科	建 築 物 衛 生 管 理 科		
送 配 電 科	縫 製 科	イ ン テ リ ア 科	建 築 物 設 備 管 理 科		
電 気 科	木 型 科	床 仕 上 げ 科	日 本 料 理 科		
電 気 工 事 科	木 工 科	熱 絶 縁 科	中 国 料 理 科		
自 動 車 製 造 科	木 材 工 芸 科	サ ッ シ ・ ガ ラ ス 施 工 科	西 洋 料 理 科		
自 動 車 整 備 科	竹 工 芸 科	土 木 科	麵 科		
航 空 機 製 造 科	紙 器 科	測 量 科	パ ン ・ 菓 子 科		
航 空 機 整 備 科	製 版 ・ 印 刷 科	ボ イ ラ ー 科	食 肉 科		
鉄 道 車 両 科	製 本 科	ク レ ー ン 科	水 産 物 加 工 科		
造 船 科	プ ラ ス チ ッ ク 製 品 科	港 湾 荷 役 科	発 酵 科		
時 計 科	レ ザ ー 加 工 科	化 学 分 析 科	臨 床 検 査 科		
光 学 ガ ラ ス 科	ガ ラ ス 科	公 害 検 査 科	デ ザ イ ン 科		
光 学 機 器 科	ほ う ろ う 製 品 科	漆 器 科	フ ラ ワ ー 装 飾 科		
計 測 機 器 科	陶 磁 器 科	貴 金 属 ・ 宝 石 科	情 報 処 理 科		
理 化 学 機 器 科	ブ ロ ッ ク 建 築 科	印 章 彫 刻 科	コ ン プ ュ ー タ 制 御 科		
製 材 機 械 科	石 材 科	表 具 科	福 祉 工 学 科		
内 燃 機 関 科	塗 装 科	広 告 美 術 科	建 築 板 金 科		
自 動 車 車 体 整 備 科	森 林 環 境 保 全 科	貿 易 事 務 科	(全123職種)		

6 講習の内容及び時間数

講習科目	時間数	内 容 の 説 明
1 職業訓練原理	4	職業訓練の沿革、意義、目的、職業訓練の担当者等
2 教科指導法	16	訓練実施計画、指導の進め方、教材の活用等
3 労働安全衛生	3	安全管理、安全の確保、衛生管理
4 訓練生の心理	7	訓練生の心理、訓練生の特質の理解、技能の習得等
5 生活指導	6	生活指導の分野、生活指導の方法等
6 関係法規	4	職業能力開発促進法、職業安定関係法、労働基準関係法等
7 事例研究	6	作業分野、指導案、訓練実施計画
確認テスト	2	上記科目についてのテスト
計	48	1日8時間の6日間



大分市大字下宗方古川1035-1

大分バス（明礪経由）ふじが丘行・
田尻グリーンハイツ行
大分高等技術専門学校下車 徒歩8分